

市有地の入札から所有権移転登記までの手続きについて

1. 入札の公告(ホームページ、広報紙など)

- ①告示書、物件調書の閲覧
- ②入札書、入札心得、その他関係書類の配布

- ・告示書、広報ふかがわやホームページ等で詳細をお知らせします。
- ・希望する方に、物件調書、入札書、入札心得など関係書類を配布します。

2. 入札参加の申し込み

- ①入札参加の申込み
- ②承諾書の提出(深川市に納税義務がある場合)

- ・入札に参加を希望される方は、受付期間中に直接又は電話で申込みをしてください。
- ・深川市に納税義務がある方は、市税の納入状況について、調査確認することを承諾する承諾書を提出してください。

3. 入 札

- ①入札保証金の納付
- ②入札
 - 落札 → 契約書の作成
 - 不落札 → 入札保証金の返還

- ・入札金額(購入しようとする金額)の5%以上の入札保証金(現金のほか小切手も可)を入札日の当日、受付時に納付してください。
- ・落札した場合は、契約手続きを行います。落札者が落札決定の日から8日以内に契約を締結しないときは、入札保証金は深川市に帰属し、返還しませんのでご注意ください。
- ・不落札の場合は、入札保証金をその場でお返しします。

4. 契約締結

- ①契約保証金の納付
- ②契約締結
 - ・印鑑(共有名義にする場合は、共有者全員のもの)
 - ・収入印紙(契約書1通分)
 - ・個人の場合:住民票1通(共有名義は共有者全員)
 - ・法人の場合:商業登記簿謄本1通
- ③売買代金の納付
- ④物件の引き渡し

- ・落札金額(契約金額)の10%以上の契約保証金を契約締結の際に納付してください。(入札保証金を充当することができます。)
- ・買受者が契約書に定める義務を履行しないときは、深川市は契約を解除することができます。この場合、契約保証金は深川市に帰属し、返還しませんのでご注意ください。
- ・契約書に貼付する収入印紙(1通分)は買受者の負担となります。
- ・契約締結の日から30日以内に売買代金の全額を納付してください。(契約保証金を充当することができます。)
※代金の分割納付はできません。
※予定価格が2千万円以上で、かつ面積5,000㎡以上の土地の場合は、議会の議決が必要となります。
仮契約を締結し、議会の承認を得た後に、本契約を締結します。

5. 所有権移転登記

- ①登録免許税の納付(収入印紙)
- ②所有権移転登記
- ③登記完了証、登記識別情報通知の送付

- ・登録免許税は、所有権移転登記の際に必要な国税で買受者の負担となります。(土地の売買:固定資産評価額の20/1000)(軽減税率:15/1000 平成25年4月1日から令和5年3月31日まで)
- ・深川市が登記の手続きを行います。
- ・法務局での登記完了後、登録完了証及び登記識別情報通知を送付します。